令和５年（行ウ）第７号　損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告　小畑太作　外６名

被告　山口県知事村岡嗣政

証　拠　説　明　書

２０２６年9月１１日

山口地方裁判所　御中

原告ら訴訟代理人　弁護士　内　山　新　吾

号証	標目（原本・写しの別）		作成年月日 作　成　者	立証趣旨
49	神社祭式行事作法の件	写し	昭和61年4月30日 長谷晴男編	国書刊行会『神社祭式関係法令規程類纂』所収。戦前は内務省が定めていた「神社祭式行事作法ノ件」を、憲法に政教分離規定が明文化されたのに伴い、包括宗教法人となった神社本庁が改めて定めたこと。 「神社祭式行事作法の件」の「第二　行事」には「御扉開閉」、「降神」、「神饌献撤」、「祝詞、、祭詞奏上」「拝礼」」などの行事とその内容が記載されていること。 「第三　作法」には、「警折」、「警蹕」などの作法とその内容が記載されていること。

50	山口県護国神社の創建	写し	平成8年7月5日 津田勉	「山口県神道史研究第8号」所収。 平成8年当時山口県護国神社の小方基次宮司の了承のもとに、津田勉氏（現宮司）が、山口県護国神社創建の経緯を記載した論文とその内容。 上記護国神社が昭和12年3月には招魂社として建設される計画であったこと、その建設計画要綱には、「祭神」として「靖国神社ニ合祀セラレタル本県出身ノ英霊」とされていたこと、社殿竣工と共に昭和16年10月9日に内務省より「山口県護国神社」と指定され、同年11月に鎮座祭が斉行されたこと、昭和27年の講和条約成立後、大東亜戦役（第二次世界大戦）の「英霊」を順次合祀したこと、さらに殉職自衛官も合祀していること等。
51	招魂社の発生―靖国神社･護国神社の源流を求めて―	写し	2023年2月10日公開 津田勉	國學院大學学術情報リポジトリ「Ｋ－ＲＡＩＮ」で公開されている津田勉氏（現山口県護国神社宮司）の論文。 靖国神社･護国神社の起源が招魂社にあり、その招魂社の源流は幕末長州藩に於ける招魂場創設に求められること等。

52	戦没勇士に賜りたる皇后宮御歌謹解	写し	昭和14年3月 厚生省	乙44左端の香淳皇后の御歌について宮内省が解説していること及びその内容。 上記御歌の意義は「大君のために命を捧げた勇士たちよどうか安心して瞑目せよ」というものであること。 上記御歌は、天皇の尊称である「大君おおきみ」のために命を捧げた勇士に対するものであること。
53	案内状、回答等	写し	平成29年～令和3年 護国神社、遺族連盟等	山口県護国神社における戦没者大慰霊祭（春季慰霊大祭）開催の山口県知事等に対する案内状等の存在とその内容